

富山市空き家等事前相談支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市空き家等事前相談支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、富山市内に存在する空き家及びその敷地（以下「空き家等」という。）に関して、空き家等の関係者による問題解決には法務に関する専門家の知識が必要となる場合があることから、弁護士又は司法書士への事前相談に要する費用の一部を補助することで、空き家等の問題発生を防ぐ行動や解決へ向けた行動を支援し、地域住民の生活環境の保全や空き家等の利活用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 交付申請時において使用されていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地で、市内に存するものをいう。
- (2) 弁護士等 富山県弁護士会に所属する弁護士又は富山県司法書士会に所属する司法書士をいう。
- (3) 事前相談 空き家等に関する問題を法的に解決するための行為で弁護士等に委任する契約を締結する前に当該弁護士等に行う相談をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の市税を滞納していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。

(3) 暴対法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認める者でないこと。

(補助金の対象経費)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる事前相談にかかる報酬として弁護士等に支払った費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

(1) 空き家等の管理が不適切であることにより損失を被るおそれのある又は実際に損失を被ったことへの対処に関する事前相談

(2) 空き家等の利活用など地域の活性化に資する事前相談

(3) その他市長が認める事前相談

(補助金の額)

第6条 補助金の額及び交付回数は別表のとおりとする。

(交付申請等)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、第5条で掲げる事前相談にかかる計画書（様式第1号）（以下、「計画書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書を提出し、事前相談を行った者は、交付申請書（様式第2号）と次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 弁護士等へ報酬を支払ったことがわかる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

3 前項の申請書は、事前相談を行った会計年度内に提出しなければならない。

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により、その適否を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、補助申請者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13

条の額の確定の手續を併合するものとする。

- 3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市空き家等事前相談支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補助金の交付）

- 第9条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付の条件）

- 第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付し、又は指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取り消し等）

- 第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（3）不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。

（4）その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 3 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

- 4 第1項の規定によっては富山市空き家等事前相談支援事業補助金交付決定取り消し通知書（様式第4号）、第2項の規定による返還命令にあつては富山市空き家等事前相談支援事業補助金返還請求書（様式第5号）により行うものとする。

（報告、検査及び指示）

第 1 2 条 市長は、必要があると認めるときは、補助申請者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係書類を検査することができる。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

補助金の額	交付回数
第5条に定める補助金の交付の対象となる経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と5,000円を比較していずれか低い額とする。	同一の物件に対し、会計年度に関わらず、1者につき3回までとする。

備考 一会計年度内の交付回数は1者につき、3回までとする。